

平成30年度 赤い羽根共同募金 助成事業
「滋賀の町を良くするしくみ」・「防災活動支援事業」

事 務 必 携



社会福祉法人 滋賀県共同募金会

目 次

0. 助成事業の実施、その前に	
1. 助成事業の適正な実施について	1
2. 助成事業実施の流れ	1
3. 助成金の決定	1
4. 助成事業の実施	2
5. 助成事業の公表	2
6. 助成事業の完了	3
7. 助成金交付請求	3
8. その他の事項	3

[別添] 助成事業の完了に伴う書類

0. 助成事業の実施、その前に

滋賀県共同募金会からのお願い

ご寄付をいただいた地域のみなさまに、
「ありがとう」の気持ちを伝えて下さい。

共同募金運動は、地域の方々のご協力によって支えられています。

ご寄付をくださる方々はもちろん、町内会や自治会の役員さん、
民生委員さん、学校生徒会の学生さんなど。

大勢の方々が募金活動にご協力下さっています。

しかし、残念ながら

**『毎年、共同募金に寄付しているけれど、集まったお金は
何に使われているの？』**

といった声が多く寄せられています。

寄付をくださった方々に

『寄付してよかった！』

『こんな活動に使われているのなら、また寄付をしよう。』

と、思っただけのためにも、

助成を受けられる皆さまから「ありがとう」の気持ちを
伝えていただく事がとても大切です。

ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 助成事業の適正な実施について

この事業は、県民各位から寄せられた尊い浄財をもとに実施されています。

私達は、寄付者の意思に沿って、大切に使うよう努めなければなりません。

助成金の交付決定を受けた団体のみなさまは、この「事務必携」の各項目を踏まえて、適正な事業の実施に努めてください。

2. 助成事業実施の流れ

①助成決定通知書の受理（助成金の決定）



②事業の実施



助成事業については、

必ず、共同募金の助成事業であることを明示してください。

(明示方法については、4ページを参照)

③事業の周知、公表



④助成事業の完了報告の提出

「助成事業完了報告書」を作成し、添付書類とともに滋賀県共同募金会まで提出



滋賀県共同募金会において「助成事業完了報告書」を確認。

承認後「助成金精算交付請求書」を送付。

大型備品等で明示費用に該当する場合は「明示費用請求書」も併せて送付。



⑤「助成金精算交付請求書」を作成し、滋賀県共同募金会まで提出



滋賀県共同募金会より助成金を指定口座へ送金。



滋賀県共同募金会（助成事業等調査指導委員会）による現地調査の実施

（助成事業等調査指導委員会において抽出された団体に対して実施）

3. 助成金の決定

(1) 事業は、「助成決定通知書」の内容をご確認のうえ、実施して下さい。

○「助成決定通知書」に助成額・助成対象事業費・事業内容が記載されています。

記載の事業以外は対象外となります。

○要望金額より減額して、助成金を決定している場合があります。

○助成金の交付は、原則、精算払いとなります。

(事前の概算払いが必要となる場合は、お問い合わせ下さい。)

4. 助成事業の実施

(1) 助成金交付決定を受けた後、適正な事業実施に努めて下さい。

併せて、助成が決定した旨を施設利用者や支援者、関係者、地域住民等に対して周知して下さい。

また、助成事業については、必ず、共同募金の助成事業であることを明示して下さい。

なお、事業内容によっては、事前に明示方法を本会与相談の上、実施していただくこととなります。

(2) 明示に関する費用が発生する場合は、本会より3万円を上限として、助成金とは別に負担します。

車両については、別紙「福祉車両明示事例」を参考に実施していただき、助成金とは別に5万円を上限として本会にて負担します。

(3) 助成対象事業の事業着手は、助成決定通知日以降とします。

(4) 助成対象事業は、原則、平成32年3月31日までに完了して下さい。

(防災活動支援事業は、平成31年3月31日までに完了のこと。)

上記の完了期限を超えた事業は、無効となり助成金を支給できませんのでご注意ください。

なお、特別な事情により完了期限を超える場合は、本会までご連絡願います。

(5) 助成対象事業費の3割以上の増減(購入金額の変更)が生じる場合、および事業内容に重要な変更が生じる場合、変更承認の手続きが必要となります。

助成対象事業費が減額となった場合、助成金が減額することがあります。

必ず、本会(077-522-4304)まで、事前にお問い合わせの上、変更承認の手続きをして下さい。

(6) 業者に対する支払について

① 請求書と見積書の金額を確認して下さい。

② 支払は原則として、銀行振込にて行って下さい。

ネットバンキング等で支払をされる場合は、支払金額がわかるよう出来るだけ、助成事業単独で支払いを行なって下さい。

5. 助成事業の公表

助成を受けた団体は、赤い羽根共同募金の助成を受けた事業である旨の公表を団体のホームページや発行される機関誌、広報誌、園便り等で行うなど、積極的なPRに努めて下さい。

6. 助成事業の完了

助成事業完了後は、すみやかに（遅くとも3か月以内に）別添「事業完了報告書」と「必要添付書類」を本会まで提出して下さい。

※書類に不備がある場合は、助成金が交付できませんのでご注意ください。

7. 助成金交付請求

「事業完了報告書」ならびに「必要添付書類」を本会まで提出いただいた後、適正であれば、本会より「助成金精算交付請求書」を送付いたしますので、記入の上、提出して下さい。

大型備品等で明示費用に該当する場合は「明示費用請求書」も送付いたしますので、記入の上、併せて提出して下さい。

※助成金の振込みは団体の金融機関口座へ振り込みとなります。

※現金での交付や、個人名義の口座へはお振込みできません。

8. その他の事項

助成事業については、次の事項にもご留意ください。

- (1) 共同募金助成金の執行の適正化と使途の明確化を図るため、助成した事業について後日、本会の助成事業等調査指導委員会による指導調査を原則として行ないます。

事業に関する書類や支払に関する書類は適正に保管して下さい。

- (2) 助成事業の関係書類綴りを作成し、適切に管理保管して下さい。

書類の保管期間は、事業実施年度の翌年度から5年間です。

- (3) 助成金により取得した物件(備品)は、適切に管理保管して下さい。

取得した物件を処分、用途変更する場合は、本会に連絡のうえ承認を受けて下さい。

ご不明な点がございましたら、本会事務局まで連絡して下さい。

お問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

郵便番号：520-0044

住 所：大津市京町四丁目3番28号 厚生会館内

T E L：077-522-4304

F A X：077-522-4375

メールアドレス：info@shiga-akaihane.org

※「助成事業の完了に伴う書類」については、本会ホームページからもダウンロードできますので、ご活用下さい。

一助成事業の明示事例一

明示の方法については、すべての助成事業において、共同募金の助成金による事業であることを大きく明示することとします。

次の例を参考とし、明示を行って下さい。

明示がされていない（極端に小さい）場合は、助成金の交付ができませんのでご注意下さい。

なお、事業内容によっては、事前に、滋賀県共同募金会まで明示(案)をご相談下さい。

なお、明示スタイルについては、次のようなものとします。

【明示方法】

- ① 大型備品で明示が可能なもの
テント、防災倉庫、プールなど
→ スタイル① or ②を明示する。（本会にて3万円までの明示費用を負担）
- ② 明示する場所が小さい場合
発電機、リヤカー、鉄棒や雲梯等の児童遊具など
→ 本会より「助成明示シール」を配布するので、これを貼付する。
- ③ 明示する場所が無い場合
施設の改修・修繕工事など
→ 下記の全ての団体が行う明示をする。
- ④ 事業活動にかかる明示
記念誌の発行、研修会(講演会)の実施など
→ スタイル③を参考に明示する。
- ⑤ 車両事業
→ スタイル④（車両）を明示する。

※全ての団体が行う明示

→ 本会が提供する「明示シート」を受付付近や掲示板等に掲示する。

※福祉施設等整備事業について

→ 上記に加えて、福祉関係施設等整備事業を実施された団体は、本会が支給する「玄関プレート」を玄関や門扉等の住民に見える位置に掲示する。

明示スタイル①（横型）

- ・ W1m50cm以上
- ・ 赤1色または、赤、黒2色



赤い羽根共同募金
ありがとう

明示スタイル②（縦型）

- ・ H1m20cm以上
- ・ 赤1色または、赤、黒2色



赤い羽根共同募金
ありがとう

◆防災倉庫

明示スタイル② 縦「 赤い羽根共同募金
ありがとう」

羽根・文字の色 赤色

文字の大きさ 明示高さ1m20cm以上（できるだけ大きくお願いします。）

明示位置 正面扉



(その他)



◆車両

・車体に「赤い羽根共同募金助成車両」と「ロゴマーク」を車両の両側面に明示して下さい。なお、カットニングシートによる明示でも結構です。

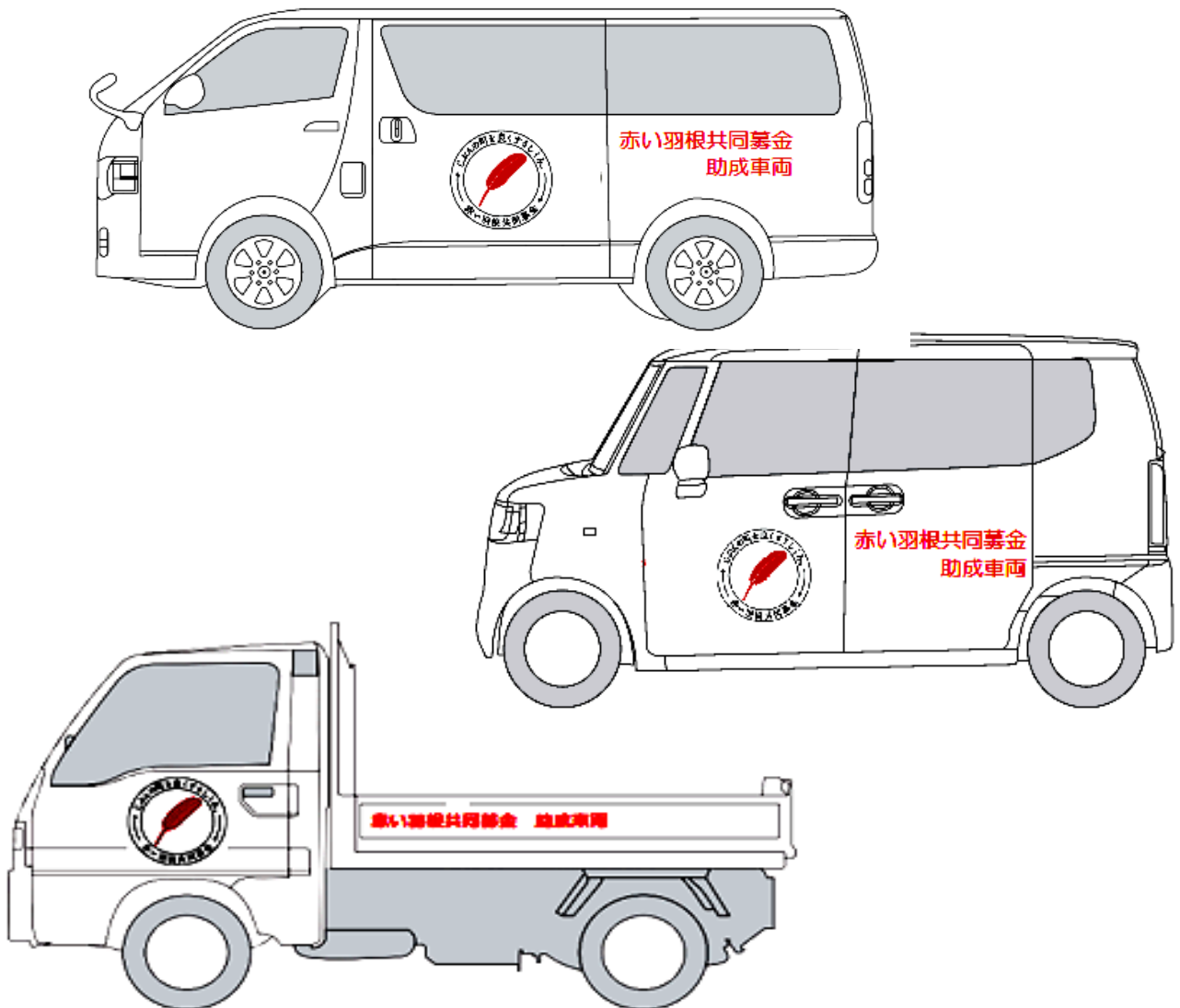
明示前に、本会に明示（案）を提出して下さい。

- ①ロゴマーク ベース (白色)
 外枠、文字 (灰色)
 羽根 (赤色)
 大きさ 直径40cm以上

- ②文字 赤い羽根共同募金 助成車両 (赤色 丸ゴシック体)
 大きさ 1文字 10cm×10cm以上

※車両の車体サイズ等によって、上記サイズでの明示が困難な場合は、本会に事前に相談下さい。

[明示例]



【関係者への報告例（会報誌・ホームページ等への掲載例）】

会報誌やホームページ等に、具体的事業名および実施事業写真を掲載するなど、共同募金助成金により、助成事業を実施したことを利用者や地域住民の皆さんに広報して下さい。

また、独自の会報誌等を発行していない場合は、地元の社会福祉協議会へ記事の掲載を依頼していただくこともできます。

《作成例》



赤い羽根共同募金の助成金により、〇〇〇〇を
購入（開催）しました。

寄付者のみなさま ありがとうございました。

